

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2025.05.28施行政省令等対応 (1 / 1)

次に掲げる貨物 （２の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの ６－（６）測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、 次に掲げるもの又はその部分品 １ 電子計算機又は数値制御装置によつて制御されるもの ２ 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの ３ 表面粗さを測定することができるもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">貨物名：</td> </tr> <tr> <td>メーカー名：</td> </tr> <tr> <td>型及び銘柄：</td> </tr> </table>	貨物名：	メーカー名：	型及び銘柄：
貨物名：				
メーカー名：				
型及び銘柄：				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">判 定 欄</th> <th style="width: 15%;">注 釈</th> <th style="width: 70%;">記 入 欄</th> </tr> </table>	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
判 定 欄	注 釈	記 入 欄		
〔省令〕第５条 輸出令別表第１の６の項の 経済産業省令で定める仕様ものは、 次のいずれかに該当するものとする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">該 当 ○ 非該当 × 対象外 ー</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	該 当 ○ 非該当 × 対象外 ー		
該 当 ○ 非該当 × 対象外 ー				
ハ 測定装置 （工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、 位置のフィードバック装置又は測定装置の電子組立品であつて、 次のいずれかに該当するもの （第二号又は第三号に該当するものを除く。）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">【 ー 】</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	【 ー 】		
【 ー 】				
イ 電子計算機又は数値制御装置によつて制御される 座標測定機であつて、 国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を 測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、 測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差が ミリメートルで表した当該測定軸の長さに ０．００１を乗じて得た数値に１．７を加えた数値以下となるもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">《 》</td> <td style="width: 15%;">] 除外</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	《 》	] 除外	数値（ ）
《 》	] 除外	数値（ ）		
ロ 直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置 又は測定装置の電子組立品であつて、次のいずれかに該当するもの （一）及び（二）にあつては、レーザー干渉計 及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">] 除外</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	] 除外	数値（ ）
[]	] 除外	数値（ ）		
（一）非接触型の測定装置であつて、０．２ミリメートルまでの 測定レンジにおいて、分解能が０．２マイクロメートル以下のもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">※注１</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	※注１	数値（ ）
[]	※注１	数値（ ）		
（二）次の全てに該当するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">※注１</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	※注１	数値（ ）
[]	※注１	数値（ ）		
１ レーザー光を用いて測定することができるもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">※注１</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	※注１	数値（ ）
[]	※注１	数値（ ）		
２ 測定できる最大の測定レンジにおいて、 分解能が０．２ナノメートル以下のもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">※注１</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	※注１	数値（ ）
[]	※注１	数値（ ）		
３ 測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で 補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した 測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸 の長さの０．０００５を乗じて得た数値に １．６を加えた数値以下のものであつて、 １９．９９度以上２０．０１度以下の温度範囲において ３０秒を超えて測定できるもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">※注１</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	※注１	数値（ ）
[]	※注１	数値（ ）		
（四）（三）に該当する測定装置の電子組立品であつて、 当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">※注１</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	※注１	数値（ ）
[]	※注１	数値（ ）		
ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置 又は角度の変位を測定する装置であつて、 角度の精度が０．９角度秒以下のもの （平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械 （オートコリメータを含む。）を除く。）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">※注２</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	※注２	数値（ ）
[]	※注２	数値（ ）		
ニ 光の散乱を角度の関数として処理することにより 表面粗さを測定するものであつて、 ０．５ナノメートル以下の感度を有するもの	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">[]</td> <td style="width: 15%;">] 除外</td> <td style="width: 70%;">数値（ ）</td> </tr> </table>	[]	] 除外	数値（ ）
[]	] 除外	数値（ ）		

作成責任者：（作成年月日： 年 月 日） 会 社 名 _____ 所 属 ・ 役 職 _____ （フリガナ） 氏 名 _____ 印 電 話 _____	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 100%;">判定結果</th> </tr> <tr> <td> □該当 □非該当 </td> </tr> </table> 該当項番 ① 輸出令別表第１の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []	判定結果	□該当 □非該当
判定結果			
□該当 □非該当			

※注１：貨物等省令第５条第八号ロ（二）は、
輸出令別表第１の６の項（８）で該非判定を行うこと。
※注２：工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置は、
輸出令別表第１の６の項（８）で該非判定を行うこと。

※注１：貨物等省令第５条第八号ロ（二）は、
輸出令別表第１の６の項（８）で該非判定を行うこと。
※注２：工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置は、
輸出令別表第１の６の項（８）で該非判定を行うこと。